

2 在学中

1 留学生の教育指導体制

■教育指導

留学生の受入れの推進にあたっては、我が国の大学等を留学生にとって真に魅力のある開かれた教育機関として整備充実する必要がある。このため、国立大学については、留学生に対する教育・指導に必要な経費を運営費交付金の予算措置に反映させるとともに、多様な留学ニーズに対応するため学部レベルの留学生を対象とする短期留学プログラム（40ページ参照）を設けるなど、留学生の教育・研究指導に配慮した工夫改善を進めている。

一方、私立大学等に対しては、各大学等の受入れ留学生数等を勘案し、私立大学等経常費補助金の特別補助を行っている。

■学位取得

留学生にとって学位の取得は、帰国後の処遇等の面からも極めて重要な問題である。

留学生の学位取得状況は、日本人学生に比しても遜色のないところであるが、日本の大学では留学生に限らず一般に文科系の博士の学位の取得が米国などに比して困難な状況にある。平成3年6月学位規則の改正理由として課程制大学院及びこれに基づく学位制度の趣旨の徹底があげられており、この改正を契機に、留学生に対する学位授与についても一層の円滑化が期待されている。

また、諸外国の短期高等教育機関において、修了者に学位が授与される傾向が進んでいることを踏まえ、平成17年10月に学位規則が改正され、我が国の短期大学卒業生に対して学位が授与されることとなった。この改正により、我が国の短期大学卒業生が外国に留学する場合や留学生が帰国後就職する場合などにおいて、国際的通用性が確保されるようになった。

●外国人留学生学位授与状況調査結果（平成19年度）

専攻分野	博士課程					修士課程				
	平成19年度学位授与数	論文博士授与数(内数)	標準修業年限での学位授与状況			平成19年度学位授与数	標準修業年限での学位授与状況			
			入学者数(a)	標準修業年限での学位授与数(b)	b/a		入学者数(a)	標準修業年限での学位授与数(b)	b/a	
	人	人	人	人	%	人	人	人	%	
人文科学	131 (155)	12 (20)	276 (251)	38 (41)	13.8 (16.3)	659 (723)	693 (788)	554 (619)	79.9 (78.6)	
社会科学	213 (226)	19 (18)	384 (362)	103 (97)	26.8 (26.8)	2,515 (2,637)	2,695 (2,586)	2,342 (2,254)	86.9 (87.2)	
理学	130 (144)	6 (15)	136 (138)	93 (83)	68.4 (60.1)	81 (134)	81 (135)	74 (119)	91.4 (88.1)	
工学	723 (658)	21 (24)	852 (778)	555 (453)	65.1 (58.2)	1,247 (1,185)	1,297 (1,254)	1,211 (1,087)	93.4 (86.7)	
農学	290 (290)	17 (10)	343 (281)	230 (206)	67.1 (73.3)	289 (298)	290 (314)	278 (284)	95.9 (90.4)	
保健	483 (450)	33 (22)	472 (505)	356 (374)	75.4 (74.1)	115 (117)	113 (116)	99 (94)	87.6 (81.0)	
家政	2 (7)	0 (5)	9 (6)	1 (1)	11.1 (16.7)	33 (18)	32 (24)	29 (17)	90.6 (70.8)	
教育	29 (22)	1 (1)	66 (52)	11 (8)	16.7 (15.4)	475 (486)	499 (522)	428 (437)	85.8 (83.7)	
芸術	29 (28)	0 (1)	42 (42)	18 (16)	42.9 (38.1)	157 (124)	161 (140)	148 (112)	91.9 (80.0)	
その他	500 (566)	14 (47)	706 (773)	351 (310)	49.7 (40.1)	1,421 (1,178)	1,501 (1,275)	1,286 (992)	85.7 (77.8)	
合計	2,530 (2,546)	123 (163)	3,286 (3,188)	1,756 (1,589)	53.4 (49.8)	6,992 (6,900)	7,362 (7,154)	6,449 (6,015)	87.6 (84.1)	

注) 1. 平成19年度学位授与数には、早期学位授与及び標準修業年限を超えた学位授与数を含む。

2. 「農学」には、獣医学を含む。

3. 「保健」には、医・歯学を含む。

4. 「その他」には、入学時に専攻分野が確定していない者を含む。

5. 「博士課程」の平成19年度学位授与数には、論文博士授与数を含む。

6. 「博士課程」の入学者数とは、平成16年秋期から平成17年春期までに入学した者の数をいう。(医・歯・獣医学の博士課程の入学者数は、平成15年秋期から平成16年春期までに入学した者の数である。)

7. 「修士課程」の入学者数とは、平成17年秋期から平成18年春期までに入学した者の数をいう。

() 内は平成18年度の数



学位記授与式

2 留学生の生活支援

奨学金

諸外国に比べ生活コストが高いと言われる我が国において、留学生が経済的に安定した状態で勉学に励める環境をつくるのが重要である。

このため、文部科学省では国費外国人留学生の受入れの整備を図るとともに、私費外国人留学生に対する授業料減免措置等の支援を行っている。

また平成16年4月に設立された日本学生支援機構では、私費外国人留学生に対する支援（学習奨励費給付制度）

や短期留学に対する支援（留学生交流支援制度）等の支援を行っている。

さらに、近年、地方公共団体や民間企業・団体等においても、奨学金の支給等留学生を支援する動きが活性化しており、(財)日本国際教育支援協会においては、企業または個人の御協力を得て、奨学金の名称に企業名・個人名等を冠した「冠留学生奨学金事業」を行っている。

●国費外国人留学生の種類及び待遇等（平成21年度予算）

区 分	研究留学生	教員研修留学生	学部留学生	日本語・日本文化研修留学生	高等専門学校留学生	専修学校留学生	ヤングリーダーズ・プログラム(YLP)留学生
創 設 年 度	昭和29年度	昭和55年度	昭和29年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和57年度	平成13年度
レ ベ ル	大学院レベル		学部レベル				大学院レベル
資 格	大学(学部)卒業以上の者	大学(学部)卒業以上程度の者	高等学校卒業程度の者	大学(学部)に在籍中の者	高等学校卒業程度の者	高等学校卒業程度の者	大学(学部)卒業以上の者
年 齢 制 限 (採用時)	35歳未満		17歳以上 22歳未満	18歳以上 30歳未満	17歳以上 22歳未満	17歳以上22歳未満	行政コース:原則40歳未満 地方行政コース:原則40歳未満 医療行政コース:原則40歳未満 ビジネスコース:原則35歳未満 法律コース:原則40歳未満
期 間	日本語教育を含め2年以内	日本語教育を含め1年6カ月以内	日本語教育を含め5年(医・歯・薬・獣医学7年)	1学年間	日本語教育を含め4年(商船学専攻4年6カ月)	日本語教育を含め3年	1年
日 本 語 予 備 教 育	半年(北海道大学等54大学)日本語能力の十分な者は直接入学		1年(東京外国語大学、大阪大学)	なし	1年((独)日本学生支援機構東京日本語教育センター)	1年(文化外国語専門学校、(独)日本学生支援機構大阪日本語教育センター)	なし
専 門 教 育	大学院で専門分野を専攻	教員養成学部で特別研修	学部教育を受ける	日本語又は日本事情の特別研修	高専3年次に編入学し教育を受ける	専修学校の専門課程の教育を受ける	大学院修士課程
募 集 対 象 国 (地域を含む)	世界各国 (161か国・地域)	開発途上国等 (86か国)	開発途上国等 (120か国・地域)	世界各国 (81か国・地域)	開発途上国 (48か国・地域)	開発途上国等 (69か国・地域)	開発途上国等 (27か国)
新規受入れ予定数	4,650人	155人	478人	340人	90人	110人	70人
奨 学 金	月額 非正規生:152,000円、修士課程:154,000円、博士課程:155,000円、		月額125,000円				月額258,000円
	修学地域により月額2,000円又は3,000円の加算あり						
授 業 料	国立大学法人及び高等専門学校機構は不徴収、公私立は文部科学省負担						
渡 航 旅 費	往復航空運賃(航空券)支給						
研 究 旅 費	支給しない						予算の範囲内で支給

備考1. 研究留学生に係る上記の待遇等は、大使館推薦により採用された者の場合であり、その他の方法により採用された者の場合は、これに準ずる。

(参考)国費・私費別留学生数

昭和58年度	国費外国人留学生 2,082人	外国政府派遣留学生 863人	その他外国人留学生 7,483人
	(文部省支援) 2,282人	学習奨励費(奨学金) (200人)	合計:10,428人
平成20年度	国費外国人留学生 9,923人	外国政府派遣留学生 2,681人	その他外国人留学生 97,837人
	(文部科学省支援) 23,311人	学習奨励費(奨学金) (12,388人)	合計:123,829人

●私費外国人留学生に対する施策一覧

実施機関	事項	内 容														
国・日本学生支援機構	学習奨励費の給付	<p>ア. 対 象 大学等に在籍している者のうち、経済的援助を必要とする成績優秀者 イ. 給付額 学部レベル 月額48,000円, 大学院レベル 月額65,000円 ウ. 給付定員 学部レベル8,808人, 大学院レベル3,580人, 合計12,388人</p> <p>(参考) 給付定員の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 数</td> <td>11,000人</td> <td>11,100人</td> <td>11,300人</td> <td>11,350人</td> <td>11,375人</td> <td>12,388人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成12年度より日本語教育機関に在籍する者に対する給付も実施。 (20ページ参照)</p>	年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	人 数	11,000人	11,100人	11,300人	11,350人	11,375人	12,388人
	年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度									
	人 数	11,000人	11,100人	11,300人	11,350人	11,375人	12,388人									
	授業料減免措置	<p>①授業料減免者数 (平成19年度実績) 34,725人 国立19,249人 (前期・後期の延べ人数合計) 私立15,476人</p> <p>②授業料減免措置の現状 ア. 国立大学 各大学の授業料免除制度の活用により措置 (運営費交付金)。 イ. 私立大学 授業料減免措置を講じた私立の大学 (大学院を含む。) 又は短期大学を設置する学校法人に対し、授業料の3割を限度に助成。</p>														
国費留学生への採用	○対象者 大学院の正規課程に進学・在籍する者及び大学学部の最終年次に在籍する者で成績優秀者															
アルバイトの許可	留学生は、1週28時間以内 (聴講生・専ら聴講による研究生については1週14時間以内) の風俗営業若しくは性風俗特殊営業が営まれている営業所以外において行うもの又は性風俗特殊営業以外に従事するアルバイトについて、法務省の資格外活動許可を得ることができる。また、これを得た留学生は、長期休業期間中は1日8時間までのアルバイトが可能。上記の時間を超えてアルバイトを行う場合には、資格外活動の個別許可が必要。															
(財)日本国際教育支援協会	冠留学生奨学金事業	<p>支援企業名または個人名を冠することによって、その企業または個人がどの留学生を支援しているかを明らかにする「顔の見える」奨学金支給。 (神内留学生奨学金, KANSAI PAINT SCHOLARSHIP, サニックス留学生奨学金, カナセ工業留学生奨学金, 飯田留学生奨学金, 藤光樹脂留学生奨学金, ドコモ留学生奨学金, 文文会留学生奨学金, TIS留学生奨学金, 臼井国際医学奨学金, デルフィス・博報堂奨学金, 西村志賀子留学生奨学金, NTTデータ奨学金, 三菱商事外国人留学生奨学金, アジア知財人材奨学金, ニッポンレンタカー地球環境奨学金, IJ留学生奨学金, 早川一也奨学金, ローソン外国人留学生奨学金, 伊藤忠奨学金, 重光奨励金, M's 奨学金, レオパレス21留学生奨学金, ソーシャル・イノベーション奨学 (奨励) 金, 健心奨学会外国人留学生奨学金, 群馬大学ものづくり人財育成HiKaLo奨学金, いすゞ自動車奨学金)</p>														
地方公共団体等 による奨学金	地方公共団体等による奨学金	○奨学金を支給している地方公共団体等 47地方自治体, 関係国際交流団体 (平成20年度)														
	大学等による奨学金	○奨学金を支給している大学等の数 188校 (平成20年5月現在)														
	民間団体による奨学金	○奨学団体数 130団体 (平成20年度) (うち、渡日前に奨学金を予約できる16団体を除く。)														

備考 私費外国人留学生を対象とした奨学金の他、一部日本人学生と同一枠のものも含む。

■ 宿舎

留学生の宿舎は、民間宿舎・アパートへの入居が約76%と大部分を占めているのが現状（図①）である。

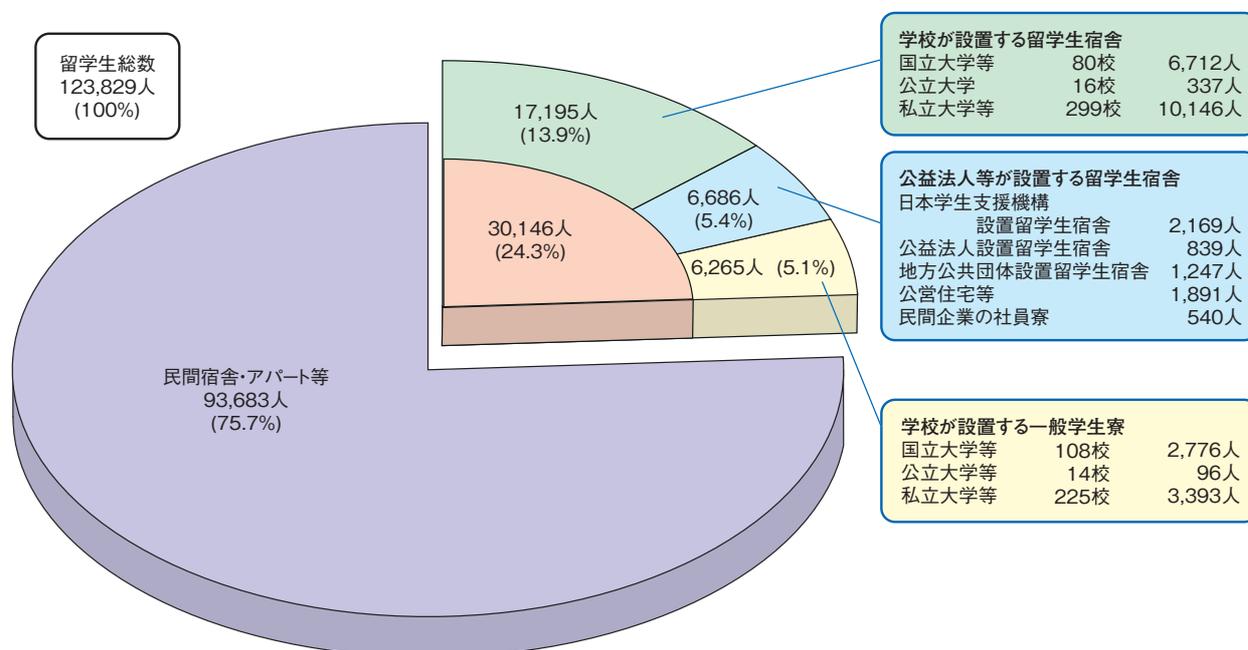
文部科学省及び日本学生支援機構では、良質にして低廉な留学生宿舎を確保するため、次のような方策等により宿舎の確保に努めている。

1. 国公立大学が設置する留学生宿舎、日本学生支援機構が設置する留学生宿舎の建設及び入居促進
2. 地方公共団体等が建設する留学生宿舎のための日本学生支援機構による留学生宿舎建設奨励金の交付
3. 社員寮への入居促進のために経済同友会が中心になって設立した（財）留学生支援企業協力推進協会への助成
4. 大学等における留学生宿舎確保のために日本学生支援機構による留学生借り上げ宿舎支援事業を実施
5. （財）日本国際教育支援協会を通じて留学生住宅総合補償制度（海外旅行保険と保証人補償基金を組み合わせたもの）を実施



日本学生支援機構福岡国際交流会館

① 留学生の宿舎の状況（平成20年5月1日現在）



② 宿舎確保に係る施策の概要

事業実施団体・事項名		概要	要
国立大学留学生宿舎の建設		平成19年度までの整備戸数7,693戸	
日本学生支援機構	留学生宿舎建設奨励事業	地方公共団体等の留学生宿舎建設を促進するための奨励金制度。	
	国際交流会館等の運営	札幌(50), 仙台第一(57), 仙台第二(79), 駒場(314), 祖師谷(362), 東京国際交流館(796), 金沢(49), 京都(80), 大阪第一(246), 大阪第二(40), 兵庫(197), 広島(41), 福岡(54), 大分(204), 東京日本語教育センター留学生寮(149), 大阪日本語教育センター留学生寮(54) 計(2,772戸)	
	留学生借り上げ宿舎支援事業	大学等が外国人留学生のために民間宿舎を借り上げた際に当該大学に対し支援することにより留学生宿舎の確保を促進する。	
(財)日本国際教育支援協会 留学生住宅総合補償		入居契約における保証人の負担を軽減するとともに、保証人を引き受けやすい環境を整備するため、火災、事故等による損害賠償に加え、家賃の支払いなども補償対象とする。	
(財)留学生支援企業協力推進協会 社員寮提供の促進		民間企業の協力を得て留学生への社員寮提供事業を促進。	
税制上の優遇措置		奨学金支給法人及び宿舎設置法人に対する特定寄付金の免除措置(所得税,法人税等)。民法法人が設置する留学生宿舎に係る非課税措置(固定資産税,都市計画税等)。(平成11年度に非課税要件を拡充)	



文化体験

③地方公共団体等による留学生宿舍の整備例

設置者	名 称	開館年月	部屋数
宮 崎 市	外国人留学生向住宅	平成元年4月	8室
愛知県・名古屋市	国際留学生会館	平成2年3月	90室
京 都 市	向島学生センター	平成2年3月	234室
東 京 都	太田記念館	平成2年4月	41室
神 奈 川 県	神奈川県国際学生会館・白根	平成2年4月	44室
大 阪 府	大阪府留学生会館	平成2年4月	116室
神 奈 川 県	◎神奈川県国際学生会館・淵野辺	平成3年4月	84室
神 戸 市	◎神戸留学生会館	平成3年4月	92室
広 島 県	◎サンスクエア東広島	平成4年8月	110室
横 浜 市	◎横浜市国際学生会館	平成6年5月	110室
大 阪 府	◎大阪府堺留学生会館オリオン寮	平成7年2月	85室
別 府 市	◎別府市国際交流会館	平成7年4月	53室
(財)和 敬 塾	◎和敬塾学生寮(東寮)	平成9年3月	80室
早 稲 田 大 学	◎早稲田大学留学生寮	平成9年3月	37室
高 崎 市	沖町留学生住宅	平成9年4月	20室
関西外国語大学	◎関西外国語大学第2国際交流セミナーハウス	平成9年9月	30室
熊 本 学 園	◎熊本学園大学国際交流会館	平成10年3月	32室
成 蹊 学 園	◎成蹊大学国際交流会館	平成10年4月	25室
高 崎 市	上並留学生住宅	平成10年4月	30室
東京経済大学	◎東京経済大学国際交流会館	平成11年4月	50室
西大和学園	◎白鳳女子短期大学国際交流会館	平成11年4月	57室
(財)エヌ・ジー・ケイ留学生基金	◎NGK International House	平成11年9月	40室
京都外国語大学	◎学校法人京都外国語大学カレッジレジデンス	平成11年9月	20室
福 岡 大 学	◎福岡大学国際交流会館	平成12年4月	30室
立 命 館	◎立命館アジア太平洋大学学生寮	平成12年4月(平成19年度増設)	382室(+189室)
大 阪 市	INTERNATIONAL STUDENTS HOUSE, OSAKA 「エル・セレーノ紅梅町」	平成12年4月	54室
別 府 大 学	◎別府大学留学生会館	平成12年5月	16室
国際基督教大学	◎国際基督教大学グローバルハウス	平成13年7月	32室
(財)京都「国際学生の家」	◎京都国際学生の家	平成13年8月	42室
中 西 学 園	◎名古屋外国語大学インターナショナルハウス	平成13年9月	60室
北 九 州 市	◎北九州市立大学留学生会館	平成14年4月	52室
(社)まちづくり国際交流センター	◎奈良県国際交流センター	平成14年4月	15室
拓 殖 大 学	◎拓殖大学八王子留学生寮	平成15年4月	103室
国 士 館	◎国士館大学ゲストハウス(留学生寮)	平成16年3月	30室
西 南 学 院	◎西南学院大学インターナショナルハウス	平成16年4月	39室
(財)大学セミナーハウス	◎大学セミナー・ハウス留学生会館	平成17年4月	25室
同 志 社 大 学	◎リチャーズハウス	平成18年3月	16室
東 洋 大 学	◎東洋大学千駄木外国人宿舍	平成20年8月	20室

◎印は、「留学生宿舍建設奨励金」が交付された留学生宿舍を示す。

大学セミナー・ハウス留学生会館
(平成17年4月開館)



■アルバイト

留学生のアルバイトの取扱いについては、改正入管法及び関係省令等が平成2年6月1日から施行されたことに伴い、「留学」は就労が認められない在留資格として定められ、留学生在アルバイトを希望する場合は、事前に資格外活動の許可を受けることとされた。なお、資格外活動の申請をすれば、包括的に、一定範囲内の資格外活動（正規の学生であれば、1週について28時間以内のアルバ

イトで風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所以外において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業以外に従事するもの）が許可され、また、これとは別の形態でアルバイトを行うことを希望するときは、別途申請をし、許可を受けることが必要である。

3 地域における留学生支援

地域における留学生支援を考えるに当たっては、留学生を地域の住民すなわち自らの社会の構成員であるとなす仲間意識と、遠来の客であるとの思いやりの二つの視点が重要であり、具体的には、地域住民との各種交流事業の促進、ホームステイ、ホームビジットの拡大、留学生に対する奨学金の支給や宿舍の提供などを積極的に

推進することが必要である。

これを推進するためには、各地域における官民一体となった推進体制づくりが重要であり、そのための組織として、現在までに46地域に留学生交流推進会議が設置されている。

●平成19年度に卒業（修了）した外国人留学生の進路状況

（上段:留学生数(人)／下段:構成比(%)）

進路 在学段階	日本国内				出身国(地域)				日本・出身国(地域)以外				小計	不明	卒業(修了) 留学生 総数
	就職	進学	その他	計	就職	進学	その他	計	就職	進学	その他	計			
博士課程	747 (32.7)	77 (3.4)	309 (13.5)	1,133 (49.6)	707 (31.0)	7 (0.3)	350 (15.3)	1,064 (46.6)	65 (2.8)	6 (0.3)	14 (0.6)	85 (3.7)	2,282 (100.0)	285	2,567
修士課程	2,261 (36.2)	1,479 (23.7)	716 (11.5)	4,456 (71.3)	842 (13.5)	34 (0.5)	857 (13.7)	1,733 (27.7)	16 (0.3)	25 (0.4)	21 (0.3)	62 (1.0)	6,251 (100.0)	604	6,855
専門職 学位課程	66 (44.3)	11 (7.4)	12 (8.1)	89 (59.7)	47 (31.5)	0 (0.0)	12 (8.1)	59 (39.6)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	149 (100.0)	25	174
大学(学部)	4,503 (40.2)	3,023 (27.0)	1,258 (11.2)	8,784 (78.3)	642 (5.7)	17 (0.2)	1,674 (14.9)	2,333 (20.8)	21 (0.2)	48 (0.4)	29 (0.3)	98 (0.9)	11,215 (100.0)	844	12,059
短期大学	156 (20.3)	413 (53.6)	52 (6.8)	621 (80.6)	40 (5.2)	1 (0.1)	102 (13.2)	143 (18.6)	1 (0.1)	3 (0.4)	2 (0.3)	6 (0.8)	770 (100.0)	17	787
高等専門学校	2 (1.3)	145 (94.8)	2 (1.3)	149 (97.4)	0 (0.0)	1 (0.7)	2 (1.3)	3 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	1 (0.7)	153 (100.0)	1	154
専修学校 (専門課程)	1,925 (21.5)	4,757 (53.1)	719 (8.0)	7,401 (82.6)	423 (4.7)	72 (0.8)	1,019 (11.4)	1,514 (16.9)	7 (0.1)	28 (0.3)	14 (0.2)	49 (0.5)	8,964 (100.0)	173	9,137
準備教育課程	24 (1.3)	1,589 (83.6)	22 (1.2)	1,635 (86.0)	56 (2.9)	51 (2.7)	159 (8.4)	266 (14.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,901 (100.0)	0	1,901
計	9,684 (30.6)	11,494 (36.3)	3,090 (9.8)	24,268 (76.6)	2,757 (8.7)	183 (0.6)	4,175 (13.2)	7,115 (22.5)	111 (0.4)	111 (0.4)	80 (0.3)	302 (1.0)	31,685 (100.0)	1,949	33,634

- (注) 1. 構成比は、小計に対する割合である。
 2. 「その他」には、卒業（修了）後引き続き就職活動中の者等を含む。
 (平成19年度から新たに「日本国内」「出身国(地域)」「日本・出身国(地域)以外」に分けて調査した。)
 3. 「不明」とは、進路がわからない者をいう。
 4. 卒業（修了）留学生総数には、標準修業年限を越えて在学した者を含む。
 5. 「博士課程」には、単位取得退学者を含む。

4 国際研究交流大学村 (略称：国際大学村)

1. 国際大学村の目的

我が国が潤いや活力に満ちた社会を実現し、国際社会において自らの存立基盤を確保し、その責務を積極的に果たしていくためには、知的基盤への先行投資が不可欠である。このためには、国際交流、情報発信、産学官連携の機能を有機的に連携させ、国公私立大学の留学生や外国人研究者との交流も含め、国内外の産学官の融合を図り、世界に向けた知的ネットワークの形成・情報発信の拠点を形成する必要がある。国際大学村はそのための

拠点施設として、文部科学省及び経済産業省が連携協力して整備したものである。

2. 建設地

臨海副都心青海（あおみ）地区（東京都江東区）
約6.6ヘクタール

3. 予算額（文部科学省分）

848億円（平成10年度第3次補正予算）

4. 国際大学村の主要施設の概要

区 分	施設名	施設内容	具体的事業
文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 （独）日本学生 支援機構 〔敷地面積〕 約3.6ha	東京国際交流館	[留学生・研究者宿舎] ・単身用宿舎 ・夫婦・家族用宿舎 等	〈質の高い生活空間〉 ・外国人留学生及び大学、研究機関等から招へいされた外国人研究者等への質の高い居住環境の提供
		[プラザ平成] ・国際交流会議場 ・メディアホール ・自習室・研修室・ 体育室 等	〈国際的な教育・研究交流〉 ・入居する留学生・外国人研究者等への学習・知的交流の場の提供 ・入居する留学生・外国人研究者等への生活支援の場の提供
文部科学省 科学技術・学術 政策局 基盤政策課 （独）科学技術 振興機構 〔敷地面積〕 約2.0ha	日本科学未来館	・展示施設 ・交流施設 ・研究施設 等	〈最先端の科学技術に関する情報発信〉 ・国の研究開発を中心とした最先端科学技術の紹介 〈科学技術の理解増進手法に関する情報発信〉 ・科学技術の理解増進のための新手法の開発 ・科学技術理解増進に係る人材の養成 〈研究の推進・交流による情報発信〉 ・研究実施場所の公開、フォーラム、シンポジウムの開催等による交流 ・流動的な体制による先端的研究の推進及び研究開発成果の活用研究 等
経済産業省 産業技術環境局 技術振興課 （独）産業技術 総合研究所 〔敷地面積〕 約1.0ha	産業技術総合研究所 臨海副都心センター	・共同研究実施スペース ・産学官連携センター 等	〈国際的な産学官連携による研究交流拠点〉 ・国内外・産学官各分野の一線級研究者による新規産業創出等につながる独創的かつ先端技術シーズの研究開発の実施 ・国内外の研究者交流や研究成果の普及・情報交流の促進 等



3. 帰国後のフォローアップ等

1 日本学生支援機構の事業

(平成21年度予算)

我が国の大学等で学んだ留学生が、帰国後、留学の成果をさらに高め、母国において活躍できるようフォローアップ事業を行っている。

■帰国外国人留学生短期研究制度

元留学生で、母国において、教育、学術研究及び行政の分野で活躍している者を、我が国の大学に再度招へいし、当該大学の研究者と共同研究を行うことにより、教育・学術研究交流及び国際交流を推進する。

- ◎対象国・地域／開発途上国・地域等
- ◎対象者／①申請年度4月1日において、年齢が45歳以下の者
②帰国後3年以上経過している者
- ◎期間／60日以上90日以内
- ◎人数／60人程度

■帰国外国人留学生研究指導事業

我が国における留学を終え、帰国後、大学等で教育・研究に従事している者に対し、その教育・研究能力を高め、優れた業績を挙げることができる研究者となるよう、我が国の大学で指導に当たった教員等を派遣し指導・支援するとともに、当該国の教育指導、研究の水準の向上、日本の教育、研究に関する情報の普及を図る。

- ◎対象国・地域／開発途上国・地域等

- ◎対象者／我が国の大学等に留学し、帰国後、3年未満の者で、母国の大学等で教育・研究に従事している者
- ◎指導教官等の派遣／派遣期間は7日以上10日以内、派遣教員数は20人程度

■Japan Alumni eNews (日本留学ネットワークマガジン)

留学前、留学中、留学後の皆さんと日本を繋ぐネットワークマガジンを配信し、様々な情報を提供している。

- ◎対象者／留学希望者、現役留学生、元留学生及び関係者
- ◎配信日／毎月10日(ニュースと写真号隔月)

2 日本学術振興会による事業

(論文博士号取得希望者に対する支援)

趣旨	アジア諸国の学位取得希望者を日本に招致して研究指導を行うとともに、必要に応じて、受入れ大学の指導教官を現地に派遣して、我が国の大学における論文による博士の学位取得のための研究指導を行うなどの支援
取得者数	519人(平成19年度現在)
平成21年度予算 ()内は20年度	158,511千円(161,514千円)
平成20年度実績	○論文博士号取得希望者の受入れ 159人 ○研究指導者の派遣 91人

3 外務省等による事業

	事業名	趣旨等
外務省	留学生アドヴァイザー	我が国への留学に関する照会、相談に対応するため、日本留学経験者等を在外公館でアドヴァイザーとして活用。
	人材育成研究支援無償	途上国政府による我が国への留学生派遣事業に関し、我が国への渡航費、滞在費、学費等を支援。
	留学生支援のための円借款	これまでにインドネシア、タイ、マレーシアの3ヶ国政府に対して当該国政府の行う日本留学の資金供与を中心とした支援。
	帰国留生活動支援	在外公館を通じて、帰国留学生会の組織化、集会所の維持・運営、名簿作成、日本留学の成果発表等を支援。
	元日本留学者の集い	東南アジア、中国、韓国、南西アジア等の元日本留学者を帰国留学生会の活性化やネットワーク強化等を目的に日本へ招待。
	アセアン私費留学生対策等 拠出金	アスジャインターナショナル奨学金事業への助成。
	ホームページ 「日本留学総合ガイド」	インターネットによる日本留学に関する総合的な情報提供（ホームページ（ http://www.studyjapan.go.jp ））
JICA 外務省 A	私費留學生育英資金貸与事業	国連大学が行う私費留學生への資金貸与事業を支援。
国際 交流 基金	ASEAN各国元日本留學生協会に対する 集会施設借料等についての助成	ASEANの6ヶ国の元日本留學生協会7団体に対し、集会施設借料などについて助成を行う。
	元日本留學生ASEAN 評議会（ASCOJA）助成	元日本留學生ASEAN評議会に対し、総会経費等を助成。
	留學生事前日本語予備教育	マレーシアにおいて、渡日前の日本語予備教育を実施。
	アジア青年文化奨学金	東南アジア等の大学学部卒業生を対象に日本の大学院予備教育を実施。
JICA A	JICA長期研修員	途上国の行政官等を、学位取得を目的として原則2年間大学等に受入れる。
	日系社会リーダー育成	中南米諸国の日系人留學生（大学院レベル）を対象とし、原則2年間受入れる。



国際大学交流セミナー

1 短期留学とは

「短期留学」とは、主として大学間交流協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、必ずしも学位取得を目的とせず、他国・地域の大学等における学習、異文化体験、語学の習得などを目的として、概ね1学年以内の1学期又は複数学期、教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受けるものであり、その授業は母国語又は外国語で行われる。

近年、アメリカにおけるジュニア・イヤー・アブロード、欧州におけるエラスムス計画、アジア・太平洋地域

におけるUMAP（University Mobility in Asia and the Pacific：アジア太平洋大学交流機構）など、単位互換を伴う留学交流が活発に行われている。

我が国がその活動を積極的に支援しているUMAPIは、アジア・太平洋地域における高等教育機関間の学生・教職員の交流促進を目的として平成3年に発足し、現在、参加国の連携・協力のもとに、UMAP単位互換方式(UCTS)による単位認定などの活動により地域内の学生交流を促進している。

2 短期留學生数

(平成20年5月1日現在)

我が国の大学等で学ぶ留學生総数123,829人のうち、短期留學生の数は9,756人であり、留學生数全体の7.9%を占める。

(1) 出身国(地域)別短期留學生数

(上位10か国)

国(地域)名	留學生数	構成比
中国	2,636人(2,070)	27.0%(24.7)
韓国	1,849人(1,764)	19.0%(21.1)
アメリカ	1,447人(1,252)	14.8%(15.0)
台湾	595人(529)	6.1%(6.3)
フランス	359人(290)	3.7%(3.5)
ドイツ	350人(305)	3.6%(3.6)
タイ	272人(201)	2.8%(2.4)
オーストラリア	229人(195)	2.3%(2.3)
イギリス	212人(200)	2.2%(2.4)
カナダ	137人(143)	1.4%(1.7)
その他	1,670人(1,419)	17.1%(17.0)
計	9,756人(8,368)	100.0%(100.0)

()内は平成19年5月1日現在の数

(2) 在学段階別短期留學生数

在学段階名	留學生数(人)
学部	8,192 (84.0%)
大学院	1,428 (14.6%)
短期大学	134 (1.4%)
高等専門学校	2 (0.0%)
合計	9,756 (100.0%)

※割合については小数点以下第2位を四捨五入。

3 短期留学生のための奨学金

世界的に一層の拡大が見込まれる短期留学により我が国へ留学する外国人留学生及び諸外国に留学する日本人学生に対して、国として責任ある支援体制を整備するため、平成21年度より文部科学省の補助金事業として留学生交流支援制度を実施している。

留学生交流支援制度（短期受入れ・短期派遣）では、大学間交流の活性化と大学の国際化や日本社会のグロー

バル化と国際通用性のある人材の育成、国際理解・知識の拡大、国境を越えた幅広い人的ネットワークの形成を目的とし、短期留学により我が国へ留学する外国人留学生を支援するとともに、海外へ短期留学する日本人学生を支援している。

【留学生交流支援制度】

〈短期受入れ〉（平成21年度予算）

区 分	内 容
対 象	諸外国の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の大学へ短期留学（3ヶ月以上1年以内）する者
資 格	諸外国の大学の正規課程に在籍する学生 等
対 象 者 数	1,800人（平成21年度補正予算により、さらに1,800人）
奨 学 金	月額 80,000円
留学準備金	80,000円

〈短期派遣〉（平成21年度予算）

区 分	内 容
対 象	我が国の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学に短期留学（3ヶ月以上1年以内）する者
資 格	我が国の大学の正規課程に在籍する学生 等
対 象 者 数	740人（平成21年度補正予算により、さらに2,200人）
奨 学 金	月額 80,000円



留学生の相談対応

4 国立大学における英語による短期留学プログラム(学部レベル)

下記の国立大学では、1年以内の日本留学を希望する学部留学生のための英語による短期留学プログラムコースを実施している。

実施大学	設置年度	コース期間	コース定員	履修単位	使用言語	教育科目
北海道大学	平成9年度	1年	25人程度	30単位	英語	文科系・理科系科目
小樽商科大学	平成11年度		20人程度		英語	経済・ビジネス科目
弘前大学	平成15年度	半年～1年	40人程度		英語	人文・ビジネス系科目
岩手大学	平成17年度	1年	20人程度		英語	人文・社会・自然系科目
東北大学	平成8年度		30人程度	英語	文科系・理科系科目	
山形大学	平成19年度	半年～1年	20人程度	10～20単位以上	英語	人文・社会・自然系・日本語科目
筑波大学	平成7年度	1年	40人程度	30単位	英語	文科系・理科系科目
埼玉大学	平成16年度	半年～1年	20人程度		英語	文科系・理科系科目
千葉大学	平成8年度	1年	20人程度	32単位	英語	人文系・理科系科目
東京大学	平成7年度		30人程度		英語	人文・社会系科目
東京外国語大学	平成10年度	半年～1年	40人程度	30単位	英語・外国語	人文・社会系科目
東京学芸大学	平成14年度		30人程度		英語	人文・社会・教育科学系科目
東京農工大学	平成12年度	1年	20人程度		英語	理工系科目
東京工業大	平成12年度		20人程度		英語	理工系科目
電気通信大	平成10年度		30人程度		英語	理工系科目
横浜国立大	平成9年度	半年～1年	30人程度		英語	文科系・理科系科目
新潟大学	平成15年度	1年	20人程度		英語	文科系・理科系科目
金沢大学	平成10年度		25人程度		英語	文科系・理科系科目
名古屋大学	平成8年度	半年～1年	50人程度		英語	文科系・理科系科目
京都大学	平成9年度	1年	40人程度		英語	文科系・理科系科目
大阪大学	平成8年度	半年～1年	30人程度	英語	文科系・理科系科目	
大阪外国語大学	平成11年度	1年	20人程度	英語・外国語	人文・社会系科目	
岡山大学	平成11年度	半年～1年	20人程度	英語	文科系・理科系科目	
広島大学	平成8年度		30人程度	英語	文科系・理科系科目	
九州大学	平成7年度		40人程度	英語	人文・社会・自然系科目	
佐賀大学	平成15年度	1年	20人程度	英語	文科系・理科系科目	
長崎大学	平成16年度		20人程度	英語	文科系・理科系科目	
熊本大学	平成16年度	半年～1年	20人程度	英語	人文・社会・自然系科目	
大分大学	平成12年度	1年	20人程度	英語	人文・社会・自然系科目	
琉球大学	平成13年度		20人程度	英語	人文・社会・自然系科目	



短期留学プログラムについてのワークショップ

5 私立大学における英語による特別コース(学部レベル)

短期留学を積極的に推進するため、外国人留学生のための英語による特別コースを設けている大学もある。(36大学)

公立大学

実施大学	設置年度	コース期間	コース定員	使用言語	教育科目
国際教養大学	平成16年度	全講義が英語で行われる。			

私立大学

実施大学	設置年度	コース期間	コース定員	使用言語	教育科目
東北学院大学	平成3年度	3~10ヵ月	特になし	英語	人文・社会科学系科目
東京国際大学	平成元年度	4~8ヵ月	30名	英語	人文・社会科学系科目
東京電機大学	平成13年度	4ヶ月	特になし	英語	一般教養科目・素養科目
東京農業大学	平成14年度	半年	特になし	英語	社会・自然科学系科目
東京基督教大学	平成7年度	3ヶ月	特になし	英語	人文・社会自然科学, 神学
桜美林大学	平成3年度	半年~1年	130名	英語・中国語	人文・社会科学系科目
慶應義塾大学	平成2年度	半年~1年	180名	英語	人文・社会科学系科目
国学院大学	平成11年度	半年~1年	20名	英語	人文・社会・自然科学系科目
上智大学	昭和62年度	(国際教養学部の全講義が英語で行われる。)			
専修大学	昭和61年度	3ヵ月	30名程度	英語	人文・社会科学系科目
中央大学	平成10年度	半年~1年	30~40名	英語	人文・社会科学系科目
日本大学	平成16年度	3ヵ月	20名程度	英語	人文・社会科学系科目
文京学院大学	平成15年度	4ヵ月	20名	英語	人文・社会科学系科目
法政大学	平成9年度	半年~1年	20~30名	英語	人文・社会・自然科学系科目
武蔵大学	平成15年度	半年~1年	20名	英語	人文・社会科学系科目
明治学院大学	平成元年度	半年~1年	80名程度	英語	人文・社会科学系科目
目白大学	平成15年度	半年~1年	20名	英語	人文・社会科学系科目
立教大学	平成13年度	半年~1年	20名	英語	人文・社会科学系科目
早稲田大学	平成16年度	5~10ヵ月	200名程度	英語	人文・社会・自然科学系科目
名古屋外国語大学	平成16年度	半年~1年	30名	英語	人文・社会科学系科目
名古屋学院大学	平成元年度	半年~1年	30名	英語	人文・社会科学系科目
南山大学	昭和49年度	半年~2年	120名	英語	人文・社会科学系科目
京都産業大学	平成16年度	半年~1年	30~50名程度	英語	人文・社会科学系科目
立命館大学	平成16年度	半年~1年	特になし	英語	人文・社会科学系科目
龍谷大学	平成16年度	半年~1年	20~30名	英語	人文・社会科学系科目
関西大学	平成元年度	1年~2年	20名程度	英語	人文・社会・自然科学系科目
関西外国語大学	昭和46年度	半年~1年	400名	英語	人文・社会科学系科目
桃山学院大学	平成17年度	半年~1年	50名程度	英語	人文・社会科学系科目
関西学院大学	昭和54年度	4~10ヵ月	80名程度	英語	人文・社会科学系科目
神戸国際大学	平成14年度	半年~1年	特になし	英語	人文・社会科学系科目
甲南大学	平成3年度	4ヵ月~1年	50名	英語	人文・社会科学系科目
広島経済大学	平成8年度	半年~1年	30名	英語	人文・社会科学系科目
西南学院大学	昭和48年度	9ヵ月	30名	英語	人文・社会・自然科学系科目
長崎外国語大学	平成13年度	半年~1年	特になし	英語	人文・社会科学系科目
立命館アジア太平洋大学	平成12年度	(全講義のうち、約8割が英語で行われる。)			

注) 以下の条件で文部科学省学生・留学生課が調査。

1. コース定員(又は予定数)が20名以上であること。
2. 留学生が日本語で聴講する能力を必要としないこと。
3. 専ら外国語により授業を行う科目及び「日本語」の授業により、留学生が常時正規生に準ずる時間数(最低、週10時間)を受講できること。
4. 学部レベルの学生を対象としていること。



コンピュータを利用した授業の風景